

令和2年度点検結果(令和3年3月10日通知・公表)のフォローアップ状況

◇ 指摘事例に係る関係省の対応状況

指摘事例	該当事業	関係省の対応状況	
		農林水産省	国土交通省
評価すべき事項が記載されていないもの等 ⇒評価事項の見直しなど評価の運用の改善を指摘	山陽本線西明石駅ホームドア整備事業、筑肥線筑前前原駅ホームドア整備事業(事例1)	—	対応中
	連続立体交差事業(JR信越本線等(新潟駅付近))(事例2、5)		事例2:令和3年度中に対応予定 事例5:対応済み
	漁港施設機能強化事業(静狩地区)(事例3)	対応済み	—
	厚木排水区大規模雨水処理施設整備事業(事例7、8)、天神周辺地区大規模雨水処理施設整備事業(事例7)	—	対応済み
便益が過大に計上されていたもの ⇒評価をやり直すよう指摘	水産環境整備事業(北部沿岸地区)(事例4)	対応済み	—
	可部線下祇園駅改良事業(事例6)	—	対応済み

※ 事例番号については、令和2年度 公共事業に係る政策評価の点検結果(令和3年3月10日公表。https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyuka01_210310.html)参照

＜主な対応例(事例1)＞山陽本線西明石駅ホームドア整備事業、筑肥線筑前前原駅ホームドア整備事業

＜主な対応例(事例2)＞連続立体交差事業(JR信越本線等(新潟駅付近))

【指摘事例の概要】

評価内容をみると、事業効果の説明がいずれの事業でも「ホームからの転落や列車との接触事故防止に資する。」等と同一で、個別事業ごとの実施の必要性や有効性が検証できない。

【指摘事例の概要】

便益算定に当たり、原則として用いるべき道路3便益(「移動時間短縮便益」、「走行経費減少便益」及び「交通事故減少便益」)以外に14便益を計上しており、その額が全体の便益額に占める割合は75%に上るが、評価書において、まとめて「その他便益」と記載されているだけで、具体的な内容等が検証できない。

【国土交通省の対応状況】

- ・ 評価書の作成時点で把握可能な個別事業の背景や情報を評価書に記載するよう、事業主体に対し、個別に依頼し、令和3年度に公表された全てのホームドア整備事業の評価書において、駅の1日当たりの平均利用者数などが記載された。
- ・ 個々の事業背景を記載するなどの評価事項の見直しについて、引き続き対応を検討

【国土交通省の対応状況】

- ・ 道路3便益以外の便益項目を用いた場合は、推計手法及び原単位を事業主体が適切に公表することの徹底について周知
- ・ 該当する全ての事業主体のホームページにおいて当該便益項目を公表
- ・ 評価書等に、上記ホームページのリンク先を記載(令和元年度公表分から記載することとし、3年度中に対応予定)